

(仮称) 和光市こどもの権利条例の骨子案たたき台

※こどもの権利条例がこどもを権利の主体として位置づける条例であり、こども自身が読んで理解できる表現が求められます。和光市では既に「市民参加条例」で「です」「ます」調を採用しており、こどもの権利保障に関する本条例については、親しみを持ってもらえるよう「です」「ます」調を用います。

タイトル (仮称) 和光市こどもの権利条例

前文

アンケート調査で聴取する意見等を踏まえ、こども・若者部会での意見をいただき、子ども・子育て支援会議で検討をします。

1. 条例の趣旨・目的

こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）、こども基本法の理念に則り、こどもの権利を保障し、こどもの健やかな成長を支えていくこと。

～今を生きるこどもが、今幸せで、将来に渡ってその幸せが積み重ねられる社会の実現、そして今を生きるこどもが、夢や希望を持てる社会の実現～

2. 言葉の意味

- 「こども」 : 市内に在住、在学、在勤するなど市内で生活し、活動する人で、18歳に満たない人、及びこれらの人と等しく権利を認めることが適当な人
※「これらの人と等しく権利を認めることが適当な人」には、こども基本法第2条第1項に規定される「心身の発達の過程にある者」を含む。
- 「保護者」 : こどもの親、里親その他親に代わりこどもを養育する人
- 「市民」 : 市内に在住、在学、在勤する人
市内で活動する事業者、団体
- 「育ち学ぶ施設」 : 保育所、幼稚園、学校その他のこどもが育ち、学び又は活動するために利用する施設

3. 条例の目標

アンケート調査で聴取する意見等を踏まえ、こども・若者部会での意見をいただき、子ども・子育て支援会議で検討をします。

4. こどもの権利

(1) 基本となる権利 こどもの権利の4原則

「差別の禁止」「生命、生存及び発達に対する権利」「こどもの最善の利益」「こどもの意見の尊重」

(2) 4つの原則を基本とし、次に掲げる権利を定める。

アンケート調査で聴取する意見等を踏まえ、こども・若者部会での意見をいただき、子ども・子育て支援会議で検討をします。

5. 役割

市・保護者・市民・育ち学ぶ施設等の役割

6. 基本となる子ども政策（仮）

※子ども計画、意見聴取等から基本となる子ども政策を列举します。

- (1) こどもの意見表明と参加・参画の機会確保、意見の尊重
- (2) こどもが安全・安心に過ごすことができる環境づくり
- (3) こどもの居場所づくり
- (4) いじめ、差別の予防
- (5) 虐待防止
- (6) 相談できる環境づくり
- (7) 貧困対策
- (8) こどもの権利に関する施策の推進
- (9) こどもの権利に関する普及啓発

7. こどもの権利擁護

条例の推進体制

①推進に向けた計画

令和7年3月に策定した和光市こども計画は、令和9年度に中間見直しを行う予定であるため、この見直しにおいて条例の具体的な推進体制を計画に盛り込みます。

②施策の進捗状況の確認・検証

子ども・子育て支援会議において、条例に基づく施策の進捗や取組状況の確認や検証を行います。

③こどもの権利擁護

こどもの権利擁護委員を設置し、こどもの権利に関して相談できる体制をつくれます。